

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（消防団）の取扱いについて

各種事務事業（消防団）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（消防団）の取扱いについて
消防団は、合併時に統合する。なお、組織編成については、適正な組織体制になるよう調整する。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	消防団
調整方針	消防団は、合併時に統合する。なお、組織編成については、適正な組織体制になるよう調整する。		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
消防団組織	<p>【弓削町消防団】</p> <p>団長 (1) 副団長 (1)</p> <p>第1分団<上弓削地区> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (3) 班長 (7) 団員 (27)</p> <p>第2分団<下弓削地区> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (4) 班長 (5) 団員 (34)</p> <p>第3分団<佐島地区> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (3) 班長 (3) 団員 (20)</p> <p>役場分団<全域> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (2) 班長 (2) 団員 (15)</p> <p>()は、H15.4.1現在の実員 定員135名、実員計135名</p>	<p>【生名村消防団】</p> <p>団本部 団長 (1) 副団長 (1) 衛生隊長 (1)</p> <p>南分団<南地区> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (1) 班長 (4) 団員 (13)</p> <p>中央分団〔役場職員〕<全域> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (1) 班長 (2) 団員 (23)</p> <p>北分団<北地区> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (1) 班長 (4) 団員 (14)</p> <p>()は、H15.4.1現在の実員 定員84名、実員計72名</p>	<p>【岩城村消防団】</p> <p>団長 (1) 副団長 (1)</p> <p>第1分団<南地区> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (1) 班長 (3) 団員 (27)</p> <p>第2分団<北地区> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (1) 班長 (4) 団員 (28)</p> <p>第3分団〔役場職員〕<全域> 分団長 (1) 副分団長 (1) 部長 (1) 班長 (3) 団員 (19)</p> <p>()は、H15.4.1現在の実員 定員95名、実員計95名</p>	<p>【魚島村消防団】</p> <p>団長 (1) 副団長 (1)</p> <p>部長 (1) 班長 (4) 団員 (35)</p> <p>()は、H15.4.1現在の実員 定員45名、実員計42名</p>	<p>4ヶ町村の消防団は、合併時に統合する。 分団等の組織は、4ヶ町村の消防団幹部により協議検討し、合併時に新たな組織を構築する。</p>
任用等	<p>【任用】 消防団長は、消防団の推薦に基づき、町長が任命し、その他の団員は団長が次の各号の資格を有するものの中から、町長の承認を得て任命する。 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 年齢18歳以上の者 志操堅固で、かつ身体剛健な者</p> <p>【任期】 なし</p>	<p>【任用】 消防団長は、消防団幹部会の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者から、村長の承認を得て任命する。 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 年齢18歳以上の者 志操堅固で、かつ身体剛健な者</p> <p>【任期】 3年 班長以上</p>	<p>【任用】 消防団長は、消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者から村長の承認を得て任命する。 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務するもの 年齢18歳以上のもの 志操堅固で、かつ身体剛健な者</p> <p>【任期】 3年 班長以上</p>	<p>【任用】 消防団長は、消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者の中から、村長の承認を得て任命する。 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務するもの 年齢18歳以上のもの 志操堅固で、かつ身体剛健な者</p> <p>【任期】 なし</p>	<p>任用については、生名村の例により合併時に統合する。 幹部の任期については、3年とする。 定年については、制度を設けないものとする。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	消防団
調整方針	消防団は、合併時に統合する。なお、組織編成については、適正な組織体制になるよう調整する。		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
	【定年】 なし	【定年】 団 長 65歳に達したとき 副 団 長 65歳に達したとき その他の団員 55歳に達したとき	【定年】 部長以上 なし その他の団員 55歳	【定年】 なし	
消防団員報酬等	【報酬】 団 長 年額 85,000円 副 団 長 年額 66,000円 分 団 長 年額 47,000円 副分団長 年額 35,000円 部 長 年額 32,000円 班 長 年額 30,000円 団 員 年額 29,000円 【費用弁償】 水火災出動 1回につき 2,500円 訓練の場合 1回につき 1,200円 警戒の場合 1回につき 1,200円 ポンプ整備 1台年額 6,000円 旅費 正副団長(課長相当職) 日 当 2,300円/日 宿泊費 県内 9,000円/泊 県外 10,000円/泊 その他の団員(一般職相当職) 日 当 2,200円/日 宿泊費 県内 9,000円/泊 県外 10,000円/泊	【報酬】 団 長 年額 70,000円 副 団 長 年額 55,000円 分 団 長 年額 40,000円 副分団長 年額 30,000円 部 長 年額 25,000円 班 長 年額 22,000円 団 員 年額 20,000円 【費用弁償】 水火災出動 1回につき 2,500円 訓練の場合 1回につき 2,500円 警戒の場合 1回につき 2,500円 夜警手当 分団年額 25,000円 ポンプ整備 分団年額 25,000円 操法訓練(出初め式及び大会) 出場分団 80,000円 選手手当 1人につき 3,000円 旅費 団 長(特別職相当職) 日 当 2,600円/日 宿泊費 県内 10,000円/泊 県外 12,000円/泊 その他の団員(一般職相当職) 日 当 2,100円/日 宿泊費 県内 10,000円/泊 県外 11,000円/泊	【報酬】 団 長 年額 110,000円 副 団 長 年額 65,000円 分 団 長 年額 46,000円 副分団長 年額 36,000円 部 長 年額 30,000円 班 長 年額 26,000円 団 員 年額 23,000円 【費用弁償】 水火災出動 1回につき 2,300円 訓練の場合 1回につき 1,000円 警戒の場合 1回につき 1,000円 ポンプ整備 1台年額 10,000円 車両整備 1台年額 10,000円 旅費 正副団長(課長相当職) 日 当 2,300円/日 宿泊費 県内 9,500円/泊 県外 11,000円/泊 その他の団員(一般職相当職) 日 当 2,100円/日 宿泊費 県内 9,000円/泊 県外 10,000円/泊	【報酬】 団 長 年額 66,000円 副 団 長 年額 49,000円 部 長 年額 33,000円 班 長 年額 28,000円 団 員 年額 23,000円 【費用弁償】 水火災出動 1回につき 2,300円 訓練の場合 1回につき 2,300円 警戒の場合 1回につき 2,300円 旅費 団 員(一般職相当職) 日 当 2,100円/日 宿泊費 県内 8,500円/泊 県外 10,500円/泊	報酬額については、合併時に統一するよう調整する。 費用弁償については、弓削町を基本に合併時に統一するよう調整する。
消防団施設等	【詰所】 2箇所(倉庫内) 【車庫】 3箇所 【倉庫】 15箇所 【ポンプ車】 1台 【積載車】 3台 【小型動力ポンプ】 17台	【詰所】 なし 【車庫】 5箇所 【倉庫】 2箇所 【ポンプ車】 1台 【積載車】 4台 【小型動力ポンプ】 6台	【詰所】 なし 【車庫】 7箇所 【倉庫】 なし 【ポンプ車】 2台 【積載車】 6台 【小型動力ポンプ】 7台	【詰所】 2箇所(車庫内) 【車庫】 2箇所 【倉庫】 なし 【ポンプ車】 なし 【積載車】 2台 【小型動力ポンプ】 6台	現行のとおり新町に引き継ぐ。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	消防団
調整方針	消防団は、合併時に統合する。なお、組織編成については、適正な組織体制になるよう調整する。		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
	【消火栓】 104箇所 【防火水槽】 20箇所 数量は、H15.4.1現在	【消火栓】 50箇所 【防火水槽】 8箇所 数量は、H15.4.1現在	【消火栓】 65箇所 【防火水槽】 11箇所 数量は、H15.4.1現在	【消火栓】 38箇所 【防火水槽】 3箇所 数量は、H15.4.1現在	
被服等の貸与	【被服等の貸与】 弓削町消防団条例第15条により消防団員には次の被服等を貸与する。 作業服(夏・冬) 各1着 作業帽(夏・冬) 各1着 ハッピ 1着 ネクタイ(冬) 1本 バンド 2本 長靴 1足 ヘルメット 1個 制服(夏・冬) 1着(正副団長) 制帽(夏・冬) 1個(正副団長)	【被服等の貸与】 消防団員には次の被服等を貸与する。 作業服(夏・冬) 各1着 作業帽(夏・冬) 各1着 ハッピ 1着 ネクタイ 1本 バンド 2本 長靴 1足 雨カッパ 1着 ヘルメット 1個 制服(夏・冬) 1着(正副団長) 制帽(夏・冬) 1個(正副団長)	【被服等の貸与】 消防団員には次の被服等を貸与する。 作業服(夏・冬) 各1着 作業帽(夏・冬) 各1着 ハッピ 1着 ネクタイ 1本 バンド 2本 長靴 1足 ヘルメット 1個 制服(夏・冬) 1着(正副団長) 制帽(夏・冬) 1個(正副団長)	【被服等の貸与】 消防団員には次の被服等を貸与する。 作業服(夏・冬) 各1着 作業帽(夏・冬) 各1着 ハッピ 1着 ネクタイ 1本 バンド 2本 編上靴 1足 制服(夏・冬) 1着(正副団長) 制帽(夏・冬) 1個(正副団長)	当面現行の被服を使用することとし、作業服(夏・冬)、作業帽(夏・冬)、短靴については、合併後新町において統一する。
消防団諸行事	【弓削町消防団諸行事】 4月 幹部会(部長以上) 5月 幼年消防クラブ結団式 8月 夏期幹部講習会 幹部会(部長以上) 10月 幹部会(部長以上) 11月 秋の防火パレード 幼年消防パレード 12月 幹部会(部長以上) 年末警戒 1月 出初式(上島地区合同)	【生名村消防団諸行事】 4月 幹部会(班長以上) 5月 幼年消防クラブ結団式 8月 夏期幹部講習会 10月 幹部会(班長以上) 11月 秋の防火パレード 12月 幹部会(班長以上) 年末警戒 1月 出初式(上島地区合同)	【岩城村消防団諸行事】 5月 幼年消防クラブ結団式 幹部会(班長以上) 8月 夏期幹部講習会 10月 幹部会(班長以上) 11月 秋季全体訓練 幼年防火パレード 12月 幹部会(班長以上) 年末警戒 1月 出初式(上島地区合同) 2月 文化財保護防火訓練 3月 春季全体訓練	【魚島村消防団諸行事】 5月 幼年消防クラブ結団式 8月 夏期幹部講習会 10月 秋祭り夜間警戒 12月 年末警戒 1月 消防用資機材点検・整備 2月 出初式 3月 幼年消防パレード 随時 幹部会(班長以上)	新町の消防団において、順次調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	消防団
調整方針	資 料		

消防団の取扱いに関する法令	先進事例
<p>【消防組織法】</p> <p>第十五条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。 消防団の組織は、市町村の規則で定める。 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。</p> <p>第十五条の二 消防団に消防団員を置く。 消防団員の定員は、条例で定める。</p> <p>第十五条の三 消防団の長は、消防団長とする。 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。</p> <p>第十五条の四 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。</p> <p>第十五条の五 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。</p> <p>第十五条の六 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。</p> <p>第十五条の七 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のものの福祉に又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。</p> <p>第十五条の八 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。</p>	<p>篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。</p> <p>西東京市 <H13.1.21合併> 〔東京都 田無市、保谷市〕 消防団は、合併時に統合する。</p> <p>さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 消防団については、当面、現行のとおりとする。 ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 5町村の消防団は、合併時に統合する。 (1) 分団等の組織については、合併時に再編成する。 (2) 出勤手当、各種助成金については、新町の予算措置による。 (3) 永年勤続報奨金については、上村の例による。</p> <p>重信町川内町合併協議会 <H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 温泉郡 重信町、川内町〕 (1) 消防団は、合併時に統合する。 (2) 消防団の組織及び人員については、新市において作成する消防計画に基づき調整する。 (3) 消防団に関する費用等については、新市において調整する。</p> <p>宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 消防団組織については、現行の体制を維持したまま連合組織を形成する。 団員の報酬、手当等については、合併時に統一する。</p> <p>南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 ・名称、区域については、合併時に統合する。 ・任用、報酬、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いについては、5町村の長が別に協議し新町に引き継ぐ。現に5町村の消防団の団員である者については、新町に引き継ぐものとする。 ・組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、5町村の長が別に協議し新町に引き継ぐものとする。出勤指令体制は、合併時に統合する。 ・消防相互応援協定については、現行どおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。城辺町及び一本松町が宿毛市との消防相互応援協定については、合併時に協定書を締結するものとする。 ・消防施設整備については、新町において調整する。</p>